

# はち丸ネットワーク利用規約

Ver. 3

平成 29 年 5 月 1 日

一般社団法人名古屋市医師会

## 目次

### 1. 総則

- 1-1 本規約の目的
- 1-2 本ネットワークの定義
- 1-3 用語の定義
- 1-4 取り扱う情報と個人情報
- 1-5 本ネットワークの運営者
- 1-6 参加施設及び利用者の義務
- 1-7 本ネットワークに登録された情報の取扱い
- 1-8 相談窓口の設置
- 1-9 参加施設・利用者の環境準備
- 1-10 安全管理と教育

### 2. 参加施設・利用者と利用申請

- 2-1 参加施設と利用者
- 2-2 参加申請
- 2-3 IDとパスワード
- 2-4 医師資格証の申請

### 3. 参加施設の登録内容変更・撤回申請

- 3-1 登録内容の変更・撤回
- 3-2 登録情報の取扱い

### 4. 患者等の参加同意・変更届

- 4-1 参加の対象となる患者
- 4-2 参加同意書の取得
- 4-3 参加の撤回
- 4-4 参加同意・撤回届の代理人の取扱い
- 4-5 参加同意・撤回後の参加施設における文書の取扱い
- 4-6 患者等の参加撤回に伴う登録情報の削除
- 4-7 登録情報の開示請求

### 5. 本ネットワークの利用

- 5-1 参加施設・利用者の責務

- 5-2 情報共有ページの作成
- 5-3 プロジェクトページの作成
- 5-4 情報開示施設・閲覧施設
- 5-5 情報の取り扱い
- 5-6 情報の印刷と保存の禁止
- 5-7 診療情報の保存期間
- 5-8 診断支援等について

## 6. 参加施設及び利用者の安全管理義務

- 6-1 セキュリティ事故及び障害時の対応
- 6-2 利用者のパスワード管理義務と通知
- 6-3 セキュリティ対策の実施

## 7. 本ネットワークサービスの変更、中止等

- 7-1 本ネットワークサービスの変更
- 7-2 利用の一時停止
- 7-3 禁止行為
- 7-4 罰則規定

## 8. 免責事項

## 9. 目的外の利用

- 9-1 目的外の利用禁止
- 9-2 目的外利用の例外措置

## 10. 各種規程の制定、変更等

## 11. 本規約の施行

## 1. 総則

### 1-1 本規約の目的

本規約は、一般社団法人名古屋市医師会（以下、「本会」という。）がはち丸ネットワーク（以下、「本ネットワーク」という。）を運営し、サービスを提供するにあたり、利用する医療機関及び施設、ならびに当該施設及び医療機関に所属する利用者におけるサービスの利用に必要な事項を定めることにより、適正かつ円滑に運営することを目的とする。

### 1-2 本ネットワークの定義

本ネットワークは、名古屋市在住の患者の日々の診療・検査やケア等から得られた情報を関係する医療・介護等の多職種間において共有し、質の高い医療・介護サービス等を提供することを目的としたツールである。

### 1-3 用語の定義

項番	用語	意味
(1)	参加施設	本ネットワークを利用して情報共有を行う施設で、診療所、病院、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、地域包括支援センター等
(2)	利用者	参加施設に所属する従事者で、本ネットワークを利用する医師、歯科医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャー、ヘルパー、事務職員等
(3)	患者	本ネットワークに参加同意して、情報共有を許可した患者
(4)	患者等	参加の同意、参加の変更等を行う患者または患者の代理人
(5)	医師資格証	日本医師会認証局が発行する HPKI 署名用電子証明書及び HPKI 認証用電子証明書を格納した IC カード
(6)	施設管理者	参加施設における本ネットワークの管理者であり、自施設に所属する利用者の運用に関して責務を負う
(7)	システム管理者	参加施設において、自施設に所属する利用者の登録、削除等を管理する

### 1-4 取り扱う情報と個人情報

- (1) 本ネットワークで取り扱う情報は、患者等から参加の同意を得た当該患者に係る情報に限るものとする。
- (2) 個人情報は、前(1)項に限る情報で、患者情報と紐づけられた診療情報で、本ネットワークに登録・閲覧されるすべての情報である。

## はち丸ネットワーク利用規約

### 1-5 本ネットワークの運営者

本ネットワークの運営は、本会が行う。

### 1-6 参加施設及び利用者の義務

本ネットワークの参加施設及び利用者は、本規約及び下記の規程を十分理解するとともに、これを誠実に遵守する。

別紙： はち丸ネットワーク 個人情報保護方針

別紙： はち丸ネットワーク セキュリティポリシー

### 1-7 本ネットワークに登録された情報の取扱い

- (1) 本ネットワークに保存された診療情報は、複製情報であり、情報の原本は、参加施設もしくは利用者において、法令等に従い責任をもって別途管理する。
- (2) 本ネットワークで取り扱う診療情報の内容については、本会はその完全性、正確性、適用性、有用性等のいかなる面からも保証しない。ただし、厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に示されている電子署名された情報に関しては、完全性と正確性は担保される。
- (3) 参加施設及び利用者は、個人情報保護法及び名古屋市個人情報保護条例等を遵守するとともに、機密保持の責任を負う。

### 1-8 相談窓口の設置

本ネットワークに係るシステムの利用、個人情報の取扱い、苦情その他に関する参加施設及び利用者からの一次相談受付窓口は、本会在宅医療・介護連携室及び各区在宅医療・介護連携支援センター（以下、「支援センター」という。）とする。

（受付）午前9時～午後5時（土日、祝日、本会の休日を除く）

### 1-9 参加施設・利用者の環境準備

- (1) 本ネットワークを利用するために必要なパソコン、ソフトウェア、インターネット環境等の必要な機器及びサービスは、参加施設及び利用者の費用と責任において整備する。
- (2) インターネット環境等の必要な機器及びサービスにおける仕様については、別紙1に規定する。

### 1-10 安全管理と教育

施設管理者は、自施設内の利用者に対して、個人情報の取扱い及び本ネットワークの安全な取扱いと管理に関する教育を定期的実施する。

## 2. 参加施設・利用者と利用申請

### 2-1 参加施設と利用者

- (1) 参加施設は、原則として、名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会、名古屋市薬剤師会、名古屋市指定介護保険事業所番号を有している訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所等であり、所定の手続きにより本会の承認を得た施設とする。
- (2) 上記のほか、所定の手続きにより本会の承認を得た施設とする。
- (3) 利用者は、前(1)項及び(2)項に所属する者とする。

### 2-2 参加申請

- (1) 参加を希望する施設は、施設管理者を決定のうえ、施設管理者が参加申請を行う。
- (2) 施設管理者は、「はち丸ネットワークへの参加に係る誓約書」の原本を本会に提出するとともに、ポータルサイトより施設登録申請を行う。
- (3) 利用者の登録は、参加施設の施設管理者もしくはシステム管理者が行う。

### 2-3 IDとパスワード

本ネットワークでは、IDとパスワードによる認証を行う。

- (1) 施設管理者は、施設登録申請時にIDとパスワードを申請する。
- (2) IDは、半角10桁以上の英数字とし、パスワードは、半角8桁以上の英数字（英数記号を1字ずつ使用）とする。
- (3) 利用者のID及びパスワードの付与は、参加施設の施設管理者もしくはシステム管理者が行う。

### 2-4 医師資格証の申請

- (1) 本ネットワークを利用する医師は、医師資格証による認証が可能であり、必要な場合は、医師資格証を利用した電子署名を行うことができる。
- (2) 医師資格証を利用するには、日本医師会認証局の規程に従い、日本医師会電子認証センターに医師資格証の発行申請を行う。

## 3. 参加施設の登録内容変更・撤回申請

### 3-1 登録内容の変更・撤回

- (1) 参加施設の登録内容については、所定の手続きにより本会に申請する。なお、医師資格証の変更は、日本医師会認証局の規程に従う。
- (2) 参加施設の撤回については、所定の手続きにより本会に申請する。

### 3-2 登録情報の取扱い

- (1) 参加施設から撤回申請があり、当該参加施設が情報開示施設である場合は、開示されている登録情報は削除する。
- (2) なお、当該患者等からの参加撤回の申し出があった場合は、前(1)項に限らず、登録情報を削除する。

## 4. 患者等の参加同意・変更届

### 4-1 参加の対象となる患者

- (1) 本ネットワークに参加できる患者は、本ネットワークの参加施設で診療またはサービスを受けていること、かつ、「はち丸ネットワーク参加同意書」(以下、「参加同意書」という。)を提出し、本会が承認した者とする。
- (2) 上記のほか、所定の手続きにより本会の認めた者とする。

### 4-2 参加同意書の取得

2-1に規定する参加施設に所属する者とする。

### 4-3 参加の撤回

本ネットワークに参加している患者等が、参加撤回する場合は、所定の手続きにより本会へ申請する。

### 4-4 参加同意・撤回届の代理人の取扱い

- (1) 「参加同意書」における患者及びその代理同意署名者の取扱いは下記のとおりとする。
  - ① 成年患者…原則、患者本人が自署することで申請の意思表示とする。
  - ② 未成年患者…患者の保護者が代理同意者欄に自署することで申請の意思表示とする。
  - ③ 成年患者で、自署が困難な場合、もしくは、申請の意思表示に課題がある場合
    - ・ 自署できるが申請の意思表示に課題があると思われる成年患者  
患者の自署をもって意思表示とするが、受付現場の判断で代理同意者欄に代理同意者の自署を求めることができる。この場合の代理同意者は、家族または親族とする。
    - ・ 自署できない成年患者  
患者の代理同意者が、代理同意者欄に自署することで申請の意思表示とする。この場合、代理同意者は患者の家族または親族とし、代理同意者の身分証(運転免許証、住民基本台帳カード、健康保険証、国民健康保険証または共済組合員証等のいずれか)の提示を受け、本人確認を行う。
- (2) 前(1)項の運用で解決できない場合
  - ・ 原則として、受付施設の判断によるものとするが、解決が困難な場合は、その都度、患者もしくは

## はち丸ネットワーク利用規約

は代理同意者に必要な情報を聴取、あるいは証明書類を確認する等、できるだけ参加の方向性を本会と協議する。

・本会は、参加施設との協議、対応をサポートする。

(3)「参加撤回届」の取扱いは、前(1)項及び前(2)項に準ずる。

### 4-5 参加同意・撤回後の参加施設における文書の取扱い

「参加同意書」、「参加撤回届」を取得した参加施設もしくは利用者は、原本を本会へ提出する。なお、必要に応じて、コピーのうえ、参加施設にて保管する。また、患者等から要望があった場合は、コピーを控えとして渡す。

### 4-6 患者等の参加撤回に伴う登録情報の削除

(1) 本ネットワークに登録された診療情報の削除は、当該患者等から「参加撤回届」にて、参加撤回の申し出があった場合に限られる。

(2) 本会は、「参加撤回届」を受理後、当該患者の診療情報を削除する。

(3) 未成年の時に保護者が代理で同意した当該患者が成人に達した場合、本人からの申し出があれば削除できる。

### 4-7 登録情報の開示請求

本ネットワークにおける情報の開示請求は、管理者である本会へ申請する。

## 5. 本ネットワークの利用

### 5-1 参加施設・利用者の責務

(1) 参加施設及び利用者は、本ネットワークを通じて入手した患者に関する情報を、診療目的及び当該患者の家族への説明目的以外に使用しない。

(2) 利用者は、本ネットワークを通じて情報開示施設から入手した患者に関する情報を、情報閲覧施設の責任の下に管理するものとし、情報開示施設が不利益を受けることのないよう取り扱う。ただし、情報閲覧施設及び利用者が、入手した情報のすべての内容を確認しなければならない義務を負うものではない。

### 5-2 情報共有ページの作成

(1) 情報共有ページの作成は、患者等からの参加同意書に基づき本会が作成する。なお、情報共有ページの作成申請は、4-2に規定する患者等から参加同意書を取得できる者とする。

(2) 情報共有ページの閲覧者は、当該患者に関連する参加施設及び利用者とする。



### 5-3 プロジェクトページの作成

- (1) 利用者は、患者の情報共有ページとは別に、多職種で有用な情報共有を行う目的として、所定の手続きによりプロジェクトページを作成することができる。
- (2) プロジェクトページは、利用者からの申請に基づき、本会在宅医療・介護連携委員会の承認後、本会が作成する。

### 5-4 情報開示施設・閲覧施設

- (1) 情報開示施設の情報登録
  - ①情報開示施設は、本ネットワークに参加している患者情報を本ネットワークに登録する。この場合、登録した元データは、原則として、情報開示施設で別途管理する。
  - ②本ネットワークへのログインのため、原則として、医師は医師資格証を用いて本人性を明らかにする。
  - ③本ネットワークへの情報登録において、医師の記名・押印が必要な場合には、医師資格証で電子署名に加えて、タイムスタンプを付与する。
- (2) 情報閲覧施設の閲覧
  - ①情報開示施設が本ネットワークに登録した情報は、本ネットワーク内に保存され、閲覧が許可された施設の医療従事者が閲覧する。

### 5-5 情報の取り扱い

- (1) 患者の診療情報等の保存期間は、本ネットワークに登録されてから原則 5 年間とし、これを超える場合には、情報が削除されることがある。
- (2) 患者等から「参加撤回届」が提出された場合、当該患者の診療情報等は前(1)項の期間より前に削除される。

### 5-6 情報の印刷と保存の禁止

- (1) 参加施設もしくは利用者が、閲覧の用に供するため、本ネットワークに登録された情報を印刷もしくは情報機器、記録媒体等に保存してはならない。
- (2) ただし、医師資格証を利用して電子署名された情報、診療情報提供書、依頼した検査結果については、閲覧施設・依頼施設において、保存することが認められる。

### 5-7 診療情報の保存期間

- (1) 患者の診療情報保存期間は、本ネットワークに登録されてから原則 5 年間とし、これを超える場

## はち丸ネットワーク利用規約

合は情報が削除されることがある。ただし、今後、契約者の要望、利用者の要望、利用状況、システムの負荷等を考慮し見直しを行う。

- (2) 患者等から「参加撤回届」で参加の撤回の申し出があった場合は、当該患者の診療情報は、前(1)項の期間より前に削除される。

### 5-8 診断支援等について

- (1) 本ネットワークを活用した利用者間の遠隔診断、セカンドオピニオン、診療情報の提供等における結果の採否については、利用者間の責任において行う。
- (2) 前(1)項において、利用者間、利用者と患者等の間の紛争について、本会は責任を負わない。

## 6. 参加施設及び利用者の安全管理義務

### 6-1 セキュリティ事故及び障害時の対応

- (1) 参加施設の利用者は、利用に際してシステムの異常、あるいは利用の不可等、正常でない事象を発見した場合、速やかに自施設の施設管理者もしくはシステム管理者に報告のうえ対処する。
- (2) 参加施設及び利用者は、情報セキュリティに関する事故やシステム上の欠陥を発見した場合には速やかに本会へ報告する。

### 6-2 利用者のパスワード管理義務と通知

- (1) 利用者は、パスワードを他人に知られない措置を講じる義務を負う。
- (2) 医師資格証のパスワード
  - ①パスワードは、日本医師会認証局規程に準じ、利用者本人にのみ通知される。
  - ②パスワードは、定期的に変更する必要はないが、医師資格証の他人への貸与は禁止する。
  - ③日本医師会認証局から通知されたパスワードを亡失した場合、日本医師会認証局規程に準じ、利用者本人により「パスワード開示」の手続きを行う。
- (3) 利用者のID及びパスワード
  - ①ID及びパスワードは、施設登録申請時に申請する。
  - ②IDは、半角10桁以上の英数字とし、パスワードは、半角8桁以上の英数字（英数記号を1字ずつ使用）とし、定期的に変更する。
  - ③IDもしくはパスワードを亡失した場合、自施設のシステム管理者に申し出を行う。

### 6-3 セキュリティ対策の実施

- (1) 参加施設は、自施設の本ネットワーク利用者に対し、本規約に定める事項を周知徹底し、遵守させる。

## はち丸ネットワーク利用規約

(2) 参加施設は、自施設の本ネットワーク利用者に対して、患者情報の取り扱いに関する責任を負い、セキュリティに関して次の各項に定める対策を実施するものとする。

- ①参加施設が保有する患者情報を取り扱う機器等について、自己の責任により厳重な管理を行う。
- ②本ネットワークと接続する機器等と外部との接続には、厳重なセキュリティ対策を講じる。
- ③本ネットワークと接続するパソコン等は、OS 等のセキュリティ対策のアップグレードを行い、ウィルス対策ソフトウェアをインストールし、常に最新の定義ファイルに更新すること。
- ④Winny、P2P ファイル交換ソフトウェア等をインストールしないこと。

## 7. 本ネットワークサービスの変更、中止等

### 7-1 本ネットワークサービスの変更

本会は、本ネットワークのサービスを変更することができる。なお、重要な変更を行う場合は、事前に、利用者に通知する。

### 7-2 利用の一時停止

- (1) 本会は、正常でない利用方法、不正なログイン等が判明した場合は、当該参加施設及び利用者への事前の通知、承諾を得ることなくサービスの一部または全部の使用を停止することができる。
- (2) 本会は、システムの保守、改良等の理由で、一時的にサービスを停止する場合、事前に参加施設及び利用者に通知のうえで、サービスの一部または全部を一時的に停止することができる。
- (3) 本会は、次のいずれかの場合には、契約者に事前に通知することなく、サービスの一部または全部を一時的に停止することができる。
  - ①システムの保守、障害対策等を緊急に行う必要がある場合
  - ②天災、地変および事故等により、サービスの提供ができなくなった場合
  - ③その他の理由で、システムの一時的停止が必要と判断した場合

### 7-3 禁止行為

- (1) 参加施設もしくは利用者は、本ネットワークの利用に際して次の各号に該当する行為をしてはならない。
  - ① 公序良俗に反すること。
  - ② 犯罪的行為に結びつくこと。
  - ③ 他の利用者または第三者の著作権、プライバシー、財産等を侵害すること。
  - ④ 他の利用者または第三者を誹謗中傷すること。
  - ⑤ 虚偽の利用の申請を行うこと。
  - ⑥ 登録された情報の改ざんを行うこと。

## はち丸ネットワーク利用規約

- ⑦ 本規約、個人情報保護方針、セキュリティポリシー等に反して利用を行うこと。
- ⑧ 医師資格証を不正に使用することおよび不正に使用させること。
- ⑨ パスワードを他人に知らしめること、知られない措置を講じないこと。
- ⑩ 本ネットワークの運営を妨げる行為をすること。
- ⑪ サービス利用料金の金銭債務の履行を怠ること。
- ⑫ 本会が利用者として不適当と判断した行為をすること。
- ⑬ 本会が参加施設として不適切と判断した行為をすること。

### 7-4 罰則規定

- (1) 参加施設もしくは利用者が前述する禁止行為に該当する場合、事業者は文書をもって訓告をすることができる。
- (2) 参加施設もしくは利用者が前条のいずれかに該当する場合、本会は、当該契約者に事前に通知することなく、参加施設の利用を中止もしくは解除することができる。
- (3) 参加施設もしくは利用者が、前条のいずれかに該当することで本会が損害を被った場合、もしくは前(2)項の実施において、本会が損害を被った場合、本会は参加施設に対し被った損害の賠償を請求できる。

## 8. 免責事項

- (1) 個人情報の取り扱いについて、本ネットワークの参加施設もしくは利用者が不注意で外部へ流出させた場合や、犯罪行為に及ぶような情報の取り扱い等を行った場合など、本会はその責任を負わない。
- (2) 本会は、管理者の責任として、最善を果たしているにもかかわらず、個人情報が故意ではなく漏洩した場合は、その責任を負わない。
- (3) 参加施設が、本ネットワークの利用によって第三者に損害を与えた場合、または参加施設と第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用をもって解決するものとする。また、参加施設が本ネットワークの利用にともない第三者から損害を受けた場合も同様とする。

## 9. 目的外の利用

### 9-1 目的外の利用禁止

本ネットワークの利用に関し、保守、改良、機能の追加、障害対策、安全対策等での利用を除き、目的外の利用は認めない。

## 9-2 目的外利用の例外措置

- (1) 新たなサービスの開発、新技術の開発、評価、導入、研究、サービス範囲の拡大等の目的で、本ネットワークの利用を行う場合、文書により事前に本会に申し入れ、承諾を得た場合のみ、許可される。
- (2) その場合、本会の指示する利用条件を遵守しなければならない。

## 10. 各種規程の制定、変更等

- (1) 本会は、本規約の変更および諸規程の制定、改廃を、参加施設及び利用者の承諾を得ることなく、行うことができる。
- (2) 本規約の変更および諸規程の制定、改廃は、その施行日をもって有効とする。

## 11. 本規約の施行

本規約は、平成 27 年 10 月 7 日から施行する。

平成 28 年 4 月 1 日 一部改定

平成 29 年 5 月 1 日 一部改定